

## 就 進 会 規 約

### 第1章 総 則

#### 第1条（名称）

本会は、就進会と称する。

#### 第2条（本部）

本会は、本部を神戸市須磨区友が丘7丁目10-2 神戸大学医学部保健学科内に置く。

#### 第3条（構成）

本会は次の分科会 を置く。

看護学専攻・領域分科会「さつき会」

臨床検査学専攻分科会「千鍾会」

理学療法学専攻分科会

作業療法学専攻分科会

#### 第4条（支部）

地方在住の会員は、本部の承認を得て支部を設けることができる。

#### 第5条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、母校と一体となって発展を期することを目的とする。

#### 第6条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研修会、講習会、研究会等の開催。
2. 同窓会に関する刊行物、会員名簿の発行。
3. 神戸大学学友会活動への参加。
4. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

#### 第7条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

### 第2章 会 員

#### 第8条（種類）

本会の会員については、次のごとく定める。

##### 1. 正会員

神戸大学大学院保健学研究科修了生。

神戸大学大学院医学系研究科保健学専攻修了生。

神戸大学医学部保健学科卒業生。

神戸大学医療技術短期大学部卒業生。

神戸大学医学部附属看護学校卒業生。  
兵庫県立厚生女子専門学院卒業生。  
兵庫県立神戸医科大学附属高等看護学院卒業生。  
神戸大学医学部附属臨床検査技師学校卒業生。  
神戸大学医学部附属衛生検査技師学校卒業生。

## 2. 準会員

神戸大学大学院保健学研究科在学学生（正会員を除く）。  
神戸大学大学院医学系研究科保健学専攻在学学生（正会員を除く）。  
神戸大学医学部保健学科在学学生。  
中途退学者、研究生、聴講生で入会を希望し、役員会で承認を得た者。

## 3. 名誉会員

母校及び本会の発展に功労顕著にて、役員会において推薦した者。

## 第9条（会費）

1. 本会の会員（正会員・準会員）は、入会費を含む会費20,000円を入会時に一括納入しなければならない。
2. 既納の会費その他の拠出金品は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

## 第3章 役員その他の機関

### 第10条（役員の種類・員数）

- |         |     |                   |
|---------|-----|-------------------|
| 1. 会長   | 1名  | 本会を代表する。          |
| 2. 副会長  | 3名  | 会長を補佐する。          |
| 3. 庶務   | 若干名 | 本会の庶務・広報を司る。      |
| 4. 書記   | 1名  | 役員会の会議録を作成し、管理する。 |
| 5. 会計   | 2名  | 本会の資産を管理する。       |
| 6. 会計監査 | 2名  | 会計を監査する。          |

### 第11条（役員を選出・任期）

1. 会長、副会長、庶務、書記、会計は、総会で正会員より選任する。任期は承認された総会翌日から2年後の総会当日までの2年とし、再任を妨げない。
2. 会計監査は、総会で上記役員以外の正会員より選任する。任期は、承認された総会翌日から2年後の総会当日までの2年とし、再任を妨げない。
3. 役員は、総会出席者の過半数をもって選出・承認する。
4. 役員は、総会出席者の過半数をもって選出・承認する。なお、代理として選出された役員は、前任者の任期の満了する時までとする。

### 第12条（役員は、総会出席者の過半数をもって選出・承認する。）

役員が病気等の理由により職務を執行できなくなった場合、役員会の承認を得て辞任することができる。

#### 第13条（役員解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の過半数の議決をもって解任することができる。

1. 心身の障害のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
2. 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

#### 第14条（学友会関係）

神戸大学学友会活動に関する担当者を置くことができる。これらの担当者は会長が推薦し、役員会で承認する。

#### 第15条（代表者）

卒業または修了時に、次の代表者（各期1名）を選出する。

1. 保健学研究科保健学専攻
2. 看護学専攻
3. 検査技術科学専攻
4. 理学療法学専攻
5. 作業療法学専攻

代表者は、役員と会員、及び会員間の連絡をとる。

## 第4章 会 議

#### 第16条（種類）

本会の会議は総会、役員会、特別委員会とする。

#### 第17条（総会）

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 総会は定例総会と臨時総会に分け、会長が召集する。定例総会は年1回開催し、臨時総会は会員の要請も含め役員会が必要と認めたときに開催するものとする。
3. 総会の議長、書記は、この総会において出席した構成員の中から選出する。
4. 総会の成立は、委任状（未返却分を白紙委任状とみなす）を含めた正会員の2分の1の出席をもってする。
5. 総会の議決は、委任状を含めた出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### 第18条（役員会）

1. 役員会は会長、副会長、庶務、書記、会計をもって構成する。
2. 役員会は必要に応じ、会長が召集し、開催するものとする。
3. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

4. 役員会の成立は、委任状を含めた役員の3分の2以上の出席をもってする。
5. 役員会の議決は、委任状を含めた出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### 第19条（特別委員会）

本会は、事業を行うにあたり必要があるときは、役員会の決議によって特別委員会を組織することができる。

#### 第20条（委任状）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては第15、16条第4項の規定の適用については出席したものとみなす。

### 第5章 資産及び会計

#### 第21条（資産構成）

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 資産から生ずる収入
3. 寄付金
4. その他の収入

#### 第22条（資産管理）

本会の資産は、会計が管理し、その方法は役員会で定めるところとする。

#### 第23条（予算）

本会の収支予算は、毎会計年度開始前に役員会の決議を経て定め、総会の承認を得なければならない。

#### 第24条（決算）

本会の収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内にその年度財産目録とともに会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

#### 第25条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章 設立年月日

#### 第26条（設立年月日）

本会の設立は昭和61（1986）年3月31日とする。

### 第7章 規約の改正

第27条（規約の改正）

本会の規約の改正は、役員会にかけたのち、総会の出席者の3分の2以上の承認をもってする。

附 則

1. 本規約は、平成3（1991）年4月1日より実施する。
2. 本規約は、平成11（1999）年5月26日より改正する。
3. 本規約は、平成14（2002）年5月29日より改正する。
4. 本規約は、平成19（2007）年7月4日より改正する。ただし、会費の改定は、平成20（2008）年4月1日より実施する。
5. 本規約は、平成25（2013）年6月19日より改正する。
6. 本規約は、平成29（2017）年6月29日より改正する。
7. 本規約は、平成30（2018）年6月28日より改正する。